

令和4年2月17日

税務研修会

【源泉所得税】

報酬料金等の源泉徴収事務

公益社団法人 鬼町法人会

1 共通関係

1 源泉徴収の対象となる報酬・料金等とは

居住者又は内国法人に支払うものであること(非居住者や外国法人に支払うものについては、法令で別に定められています。)

居住者	国内に住所、又は引き続いて1年以上居所を有する個人
内国法人	国内に本店、又は主たる事務所を有する法人
非居住者	居住者以外の個人
外国法人	内国法人以外の法人

※住所…生活の本拠 居所…生活の本拠ではないが現実に居住している場所

居住者に対する支払……原稿料、弁護士・外交員・芸能人・ホステスなどの報酬、契約金、その他

内国法人に対する支払…馬主の賞金

給与所得又は退職所得に該当するものは報酬・料金等ではなく、給与所等又は退職所得として源泉徴収の対象とされます。

名称	内容	契約
事業所得	自己の計算において独立して行われる事業から生ずる所得	請負契約又はこれに準ずる契約（仕事の完成を目的とする）
給与所得	使用者（雇用者）の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受け取る給付	雇用継続又はこれに準ずる契約（労働に従事することを目的とする）

＜区分が明らかでないときは、次の事項等を総合勘案して判定＞

- (1) 他人が代替して業務を遂行すること又は役務を提供することが認められるかどうか。

代替を認められる	・	・	・	事業所得
代替を認められない	・	・	・	給与所得
事業所得では結果が重視されます。必ずしも契約した本人が役務提供する必要はなく、下請・外注等を活用しても結果さえ出ればよいということです。				

- (2) 報酬の支払者から作業時間を指定される、報酬が時間を単位として計算されるなど時間的な拘束（業務の性質上当然に存在する拘束を除く。）を受けるかどうか。

時間的拘束を受けない	・	・	・	事業所得
時間的拘束を受ける	・	・	・	給与所得
事業所得は結果を重視されるため作業時間等は問われません。給与所得は労働に従事することが目的であるため時間的な拘束を受けます（勤務時間が決められている）。				

- (3) 作業の具体的な内容や方法について報酬の支払者から指揮監督（業務の性質上当然に存在する指揮監督を除く。）を受けるかどうか。

指揮監督を受けない	・	・	・	事業所得
指揮監督を受ける	・	・	・	給与所得
事業所得は結果を重視されるため、具体的な作業内容について支払者から指揮監督を受けません。給与所得ではどのような労働に従事するかについて支払者の指揮監督を受けます。				

- (4) まだ引渡しを了しない完成品が不可抗力のため滅失するなどした場合において、自らの権利として既に遂行した業務又は提供した役務に係る報酬の支払を請求できるかどうか。

請求できない	・	・	・	事業所得
請求できる	・	・	・	給与所得
事業所得は請け負った成果を引き渡せなければ報酬の支払いを請求できません。給与所得は支払者の指揮監督のもと労働に従事するため、結果の成否に関わらず提供した役務に係る報酬を請求できます。				

- (5) 材料又は用具等（くぎ材等の軽微な材料や電動の手持ち工具程度の用具等を除く。）を報酬の支払者から供与されているかどうか。

供与されない	・	・	・	事業所得
供与される	・	・	・	給与所得
事業所得は結果を重視されるため、結果を得るために必要な材料等は事業者が自己の判断により調達を行います。給与所得は労働に従事することを約していますので労働に必要な材料等は支払者が供与します。				

支払先は個人？法人？

請求書
〇〇デザイン工房
下記の通りご請求申し上げます。
デザイン料 ￥1,000,000

「〇〇デザイン工房」って、
個人事業？会社？

所得税基本通達

(支払を受ける者が法人以外の団体等である場合の法第204条の規定の適用)

204—1 法第204条第1項各号に掲げる報酬、料金、契約金又は賞金の支払を受ける者が、官庁等の部、課、係、研究会又は劇団若しくは楽団等の名称のものであって、人格のない社団等に該当するかどうかが明らかでない場合には、その支払を受ける者が次のいずれかに掲げるような事実を挙げて人格のない社団等であることを立証した場合を除き、同項の規定の適用があるものとする。

- (1) 法人税を納付する義務があること。
- (2) 定款、規約又は日常の活動状況からみて個人の単なる集合体ではなく団体として独立して存在していること。

Q 決算関係書類の作成を依頼した税理士に報酬を支払う際、「当事務所は法人組織になっているから源泉徴収の必要はない」と言われました。源泉徴収しなくてもよいのでしょうか？

A 税理士法では、税理士業務を法人形態でも行うことできることになっていますので、その支払を受ける者が税理士法人であれば源泉徴収は不要です。